

## 高松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で、高松市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する設備又は施設であって、次の条件を満たすものをいう。
  - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上及び放流水のBODが20mg/L以下の機能を有するものであること。
  - イ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項の規定による構造基準に適合するものであること。
  - ウ 建築基準法施行令（昭和25年政令第238号）第32条第1項第1号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が50人以下であること。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) くみ取り転換 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）の表の住宅施設関係の項建築用途の欄に掲げる住宅、共同住宅又は下宿・寄宿舍に該当する建築物のくみ取り便所を設置者が自主的に浄化槽に設置換えすることをいう。
- (4) 単独転換 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）の表の住宅施設関係の項建築用途の欄に掲げる住宅、共同住宅又は下宿・寄宿舍に該当する建築物の既存単独処理浄化槽を設置者が自主的に浄化槽に設置換えすることをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、本市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道設置の事業計画（以下「事業計画」という。）が定められていない区域（高松市農業集落排水処理施設管理条例（平成17年高松市条例第105号）第4条の規定により告示された区域を除く。）及び事業計画で定められた区域のうち、公共下水道の整備が相当の期間見込めない区域として市長が定める区域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象区域内において、くみ取り転換又は単独転換により処理対象人員50人以下の浄化槽の設置（以下「補助事業」という。）をする者

(2) その者に課された本市の市税の額のうち第6条の規定による申請の日以前に納期限が到来した税額（徴収の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を滞納していない者

(3) 公益社団法人香川県浄化槽協会が実施する浄化槽設置者講習会（以下「浄化槽設置者講習会」という。）を受講している者又は第9条の規定による実績報告書の提出までに受講する予定である者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築物の建築等の確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) くみ取り転換又は単独転換をする者で、当該くみ取り転換又は単独転換に係る住宅の使用者又は所有者の承諾が得られない者

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第

6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、くみ取り転換の場合にあっては浄化槽の設置に要する費用の額とし、単独転換の場合にあっては浄化槽の設置に要する費用、既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用及び配管（流入、放流を含む。）に要する費用の合計額とする。ただし、次の各号の表の左欄に掲げる人槽区分（専用住宅以外の用途に供する部分が併設されている住宅にあっては、専用住宅の用に供する部分について算定された人槽が属する人槽区分）に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。

(1) くみ取り転換の場合

人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
6・7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円
31～50人槽	2,037,000円

(2) 単独転換の場合

人槽区分	補助限度額		
	浄化槽の設置に要する費用	既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用	配管に要する費用
5人槽	332,000円	90,000円	300,000円
6・7人槽	414,000円		
8～10人槽	548,000円		
11～20人槽	939,000円		
21～30人槽	1,472,000円		
31～50人槽	2,037,000円		

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高松市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽設置届出書の写し(建築確認が必要である場合は、建築確認済証の写し)

(2) 浄化槽の設置場所の位置図及び配置配管図

(3) 浄化槽の設置に要する費用の見積書の写し

(4) 当該住宅の所有者と使用者が異なる場合にあっては、申請者が所有者であるときは使用者の承諾書、申請者が使用者であるときは所有者の承諾書

(5) 工事請負契約書の写し

(6) 建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式の型式適合認定書(添付書類を含む。)の写し及び建築基準法施行令第35条第1項の認定に係る認定書の写し

(7) 前条第1項各号の表に規定する人槽区分が5人槽、6・7人槽又は8～10人槽に該当する浄化槽に係る補助金の交付の申請をしようとする場合は、全国浄化槽推進市町村協議会が発行する登録浄化槽管理票(C票)及び登録証の写し

(8) 浄化槽の設置工事を施工する者の浄化槽設備士免状の写し又は平成元年厚生省・建設省告示第2号をもって告示された小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写し

(9) 浄化槽設置者講習会を受講している場合は、浄化槽設置者講習会の修了証の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金交付申請書を提出し、次条第2項の規定による通知を受ける前に、申請者の事由により当該申請の取下げをしようとするときは、高松市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書取下書(様式第2号)を、

市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の適否及び交付予定額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは高松市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定したときは高松市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、高松市浄化槽設置整備事業変更等承認申請書(様式第5号)に変更の場合には、その内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、高松市浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事費請求書又は領収書の写し

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類)

(3) 浄化槽法第7条に規定する水質検査及び同法第11条に規定する定期検査の受検についての申込みをしたことを証する書類

(4) 浄化槽設置工事施工業者が撮影した工事工程写真

(5) 「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」(平成元年2月8日衛浄第8号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)別表のチェックリスト

(6) 第6条の規定による申請時に浄化槽設置者講習会を受講していない場合は、浄化槽設置者講習会の修了証の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、及び実地検査をし、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、高松市浄化槽設置整備事業補助金交付指令書（様式第7号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の実地検査をその定める者に委託して行うことができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、高松市浄化槽設置整備事業交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定後に、補助対象外となる事実が確認されたとき。

(4) 第13条に規定する実地検査において申請のとおり完了したことが確認されないとき。

(5) この要綱に違反したとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業者の責務)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常

に稼動するよう適正な維持管理をしなければならない。

(監査)

第13条 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、高松市配水管布設工事助成要綱等を廃止する要綱（平成30年4月1日施行）による廃止前の高松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成23年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の高松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の高松市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。